

【タイ】 タイにおける著作権法改正案の内閣での承認について

2020年10月6日

ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、タイにおける著作権法改正案の内閣での承認についてのお知らせです。

2020年9月29日、タイ内閣は著作権法改正案を承認した。改正案は、2020年11月を目途に議会で審議され、承認された場合には6か月から1年程度で施行されることとなる。

著作権改正案は、WIPO著作権条約への加盟を目的としており、2019年9月にパブリックコメントに付されている。同改正案における主な改正点は以下のとおりである。

・オンラインでの著作権侵害に対するサービスプロバイダーへのノーティスアンドテイクダウン

○「サービスプロバイダー」及び「ユーザー」の定義の新設

○裁判所への申立てなしに、直接サービスプロバイダーに対してノーティスアンドテイクダウンできるように手続規定を新設

○ノーティスアンドテイクダウンに関する責任規定を、サービスプロバイダーのサービスタイプ（データ処理、キャッシング、保管、サーチエンジン等）やノーティスアンドテイクダウンに関する社内ポリシー及び継続的な著作権侵害に対する対策等に応じて限定するように変更

・著作権委員の任期の延長

著作権委員の任期に関する規定を、2年の任期満了後、後任の委員がその任務を開始するまでの間延期できるように変更

・写真の著作物に関する著作権の保護期間

写真の著作物に関する著作権の保護期間を、著作者の生存期間中及び死後50年間へ延長

・TPMを回避するためのサービス等の利用者の責任

Technology Protection Measures（著作権対象物の複製・閲覧を制限する技術）（"TPM"）を回避するためのサービス、商品又は装置のユーザーは、著作権侵害に該当する旨の規定を新設

情報公開日

2020年10月1日

URL 等

https://www.khaosod.co.th/economics/news_5026283

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。